厚生年金基金変更公告

東京港厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告します。

１．新事務所の所在地　東京都港区海岸３丁目26番１号パーク芝浦ビル10階
２．旧事務所の所在地　東京都墨田区江東橋３丁目７番８号日本生命錦糸町ビル３階
３．変更年月日　平成30年３月17日
平成30年３月20日　東京港厚生年金基金

厚生年金基金変更公告

東京港厚生年金基金の代表清算人の住所に変更があったので、厚生年金基金令第43条の規定に基づき、次のように公告します。

１．新代表清算人の住所　東京都港区海岸３丁目26番１号パーク芝浦ビル10階
２．旧代表清算人の住所　東京都墨田区江東橋３丁目７番８号日本生命錦糸町ビル３階
３．変更年月日　平成30年３月17日
平成30年３月20日　東京港厚生年金基金
代表清算人　中山　正男

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた同政令第２条第９号に規定する改正前確定給付企業年金法施行令第78条の規定により、次のとおり公告します。

１．基金の名称　中国薬業企業年金基金
２．事務所の所在地　広島県広島市南区金屋町３番13号ＴＡ―38ビル６階
３．理事長の氏名及び住所　髙橋　英富　広島県広島市南区金屋町３番13号ＴＡ―38ビル６階
４．実施事業所の名称及び所在地　加宝堂薬品株式会社　岡山県岡山市北区、株式会社エバルス　広島県広島市中区、株式会社セイエル　広島県広島市西区、ティーエスアルフレッサ株式会社　広島県広島市西区、中国薬業企業年金基金　広島県広島市南区、エバルスオーディエス株式会社　広島県広島市安佐南区、広島県医薬品卸協同組合　広島県広島市中区、ＭＰアグロ株式会社岡山オフィス　岡山県岡山市北区、株式会社オムエル　広島県広島市安佐南区、コスモシステムズ株式会社　広島県広島市西区
５．設立認可年月日　平成30年３月１日
６．消滅した厚生年金基金の名称及び所在地　中国薬業厚生年金基金　広島県広島市南区金屋町３番13号ＴＡ―38ビル６階
平成30年３月20日
広島県広島市南区金屋町３番13号ＴＡ―38ビル６階　中国薬業企業年金基金
理事長　髙橋　英富

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳、身長約162㎝、体重約65kgの中肉（上半身が白骨化）の男性、ベルト付きの黒色ズボン、白色スニーカーを着用

上記の者は、平成29年８月29日午前10時50分、函館山無番地、函館山山頂から南南西約1,690m、ＮＴＴ函館山無線中継所から西方向約917mの地点の海岸で死亡しているところを発見された。死因は不明。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管しておりますので心当たりの方は、当市保健福祉部管理課まで申し出てください。

平成30年３月20日
北海道　函館市長　工藤　壽樹

無縁墳墓等改葬公告

下関市所有地環境整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成30年３月20日　下関市
１　墳墓等所在地　山口県下関市椋野町１丁目
１　墳墓等の名称　関山（新）墓地　14区画
１　死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳、林増弐、森崎圓吾、末廣数美、田中綾子、山形虎雄、吉崎菊枝、中村鐵雄
１　改葬を行おうとする者　山口県下関市南部町１番１号　下関市長　前田晋太郎

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の菅野英世に対する仮換地の使用収益開始日の通知は、送付を受けるべき者が通知書の受領を拒んだので、同法第133条第１項及び同条第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

なお、「図面」は、掲載を省略し、岩手県陸前高田市気仙町字中井181番３にある掲示場に掲示する。

平成30年３月20日
陸前高田都市計画
今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業
施行者　陸前高田市
代表者　陸前高田市長　戸羽　太
記

１　通知書の送付を受けるべき者
住所　宮城県仙台市若林区大和町三丁目１番15―202号
氏名　菅野　英世
２　通知の内容
陸高市街第278号　平成30年１月22日
従前の宅地
町字　気仙町字町裏
地番　８－６
地目　畑
登記地積　340㎡
（基準地積　340.00㎡）
仮換地
街区番号　80
画地番号　３
地積　299㎡
位置　図面のとおり
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
平成30年３月30日
＜教示＞
１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、岩手県知事に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成２６年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
２　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に陸前高田市を被告（訴訟において陸前高田市を代表するものは、陸前高田市長となります。）として提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成三十年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成三十年三月二十日
福島県いわき市泉町一丁目一二番地六
株式会社タカラ環境アシスト
代表清算人　藤井ゆう子

解散公告

当社は、平成三十年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成三十年三月二十日
茨城県笠間市八雲一丁目一番一九号
有限会社ナカヤストアーズ
清算人　石井　洋